

議案第38号

町田市立学校の学校徴収金事務取扱規程の一部を改正する規程について

上記の議案を提出する。

2026年3月31日提出
町田市教育委員会
教育長 小池 慎一郎

(提案理由説明)

町田市立学校の管理運営に関する規則の改正に伴い、関係する規定を整理するため、改正するものです。

別紙のとおり、町田市立学校の学校徴収金事務取扱規程を一部改正したい。

なお、改正の概要は、次のとおりです。

1 改正理由

町田市立学校の管理運営に関する規則の改正に伴い、関係する規定を整理するため、改正するものです。

2 改正内容

町田市立中学校の学校給食費に関する規定を削ります。(第1条関係)

3 施行期日

2026年4月1日から施行します。

町田市立学校の学校徴収金事務取扱規程の一部を改正する規程

町田市立学校の学校徴収金事務取扱規程（平成22年3月町田市教育委員会規程第5号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、町田市立学校の管理運営に関する規則（昭和42年6月町田市教育委員会規則第2号。以下「管理運営規則」という。）第13条の4第1項に規定する学校徴収金の取扱いに係る校長、副校長その他の職員の職務、責任及び事務手続を定めることにより、町田市立学校（以下「学校」という。）における学校徴収金の適正かつ効率的な運営及び会計事故の未然防止を図ることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、町田市立学校の管理運営に関する規則（昭和42年6月町田市教育委員会規則第2号。以下「管理運営規則」という。）第13条の4第1項に規定する学校徴収金（<u>同項第2号の学校給食費を除く。以下同じ。</u>）の取扱いに係る校長、副校長その他の職員の職務、責任及び事務手続を定めることにより、町田市立学校（以下「学校」という。）における学校徴収金の適正かつ効率的な運営及び会計事故の未然防止を図ることを目的とする。</p>

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。